

企業経営の視点から 生物多様性について考える

情報開示への備えと
リスク管理を



はじめに

生物多様性は既に全世界的に危機的な状況にあり、宮城県内でも農林漁業や水産加工等の食品分野を中心に異変を感じている事業者は多いと思われます。日本国

内でも様々な主体が保全のための取組みを進めていますが、本稿では、主に企業経営の視点を中心に生物多様性を巡る国内外の状況を概観します。

1 世界的な諸リスクの中での生物多様性

生物多様性とは「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場の如何を問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」（生物多様性条約第2条）と定義されています。

ダボス会議で知られる「世界経済フォーラム（WEF）」の2020年の報告書によると、産業における自然への依存度について、世界のGDPのうち15%が自然への依存度が高い産業、37%が中程度の依存度の産業において生み出されています。特に自然への依存度が高い三大産業（建設、農業、食品・飲料）（これら産業は宮城県内での比率も高い）では、合計8兆ドル（日本の国家予算の約10倍に相当する1,200兆円弱）近い粗付加価値（GVA）が生み出されていると試算され、サプライチェーンを含めると全ての産業が何らかの形で自然に依存しています。また、WEFが2025年1月に公表したグローバルリスク報告書によると、国際社会が直面する世界的リスクの順位として、短期（2年）では、誤情報や偽情報、異常気象、武力衝突、社会の分断など複合的な危機に直面しているとしていますが、長期（10年）では、気候変動による異常気象、そして生態系の破壊など地球環境に関わるリスクが上位を占めています。

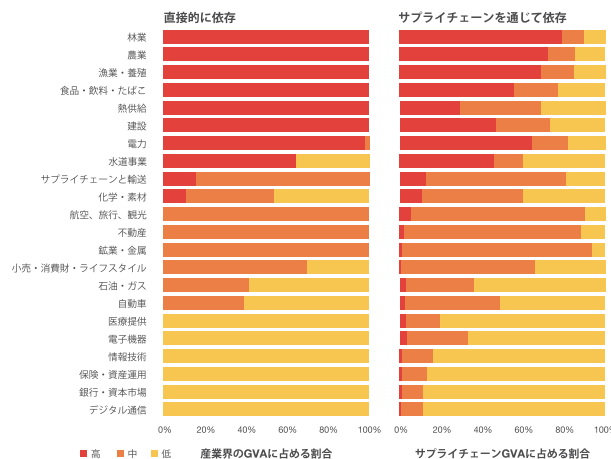
とりわけ、「気候変動による異常気象」と「生物多様性の損失」という2つのリスクは、市民生活や企業活動の基盤となる自然資本の安定性を大きく揺るがし、後戻りできないまでに「地球システムの重大な変化」を及ぼしかねないリスクとなっており、「生物多様性の損失」は、生態系の機能、食料安全保障、健康、気候変動の影響に対する回復力に影響を与えていることが明らかになっています。

また、各国の気候変動対策と比較すれば、生物多様性への対応にはまだ遅れがあります。「世界自然保護基金（WWF）」のレポートでは、過去50年間で脊椎動物の個体群の大きさは73%減少し、自然界は後戻りできない危険な転換点（ティッピング・ポイント）が近づいていると警告しています。



出所：宮城県生物多様性地域戦略（第二次改訂）

産業別、直接およびサプライチェーンを通じて GVAの自然への依存度が高・中・低程度の割合



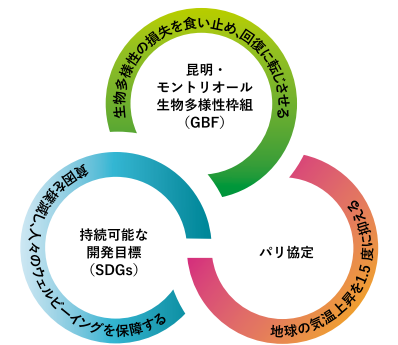
出所：New Nature Economyシリーズ「自然関連リスクの増大：自然を取り巻く危機がビジネスや経済にとって重要である理由」2020 WEFとPWCによる共同発行

短期（2年）および長期（10年）における深刻度による 世界的リスクの順位



出所：世界経済フォーラム The Global Risks Report 2025 20th Edition(2025年1月)より筆者作成

生物多様性は、気候変動と密接に絡み合っており、気候変動枠組条約に基づくパリ協定や国連が取りまとめたSDGsと密接かつ相互に補完する表裏一体の関係と言えます。SDGsの17の目標のうち、生物多様性に直接関係する目標（ゴール）は、「目標14：海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」「目標15：森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る」の2項目です。間接的ではありますが関係が強い目標は、「目標2：飢餓をゼロに」「目標6：すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する」「目標12：持続可能な消費と生産のパターンを確保する」「目標13：気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」の4項目となっています。



出所：WWF 生きている地球レポート2024

2 生物多様性に関する国際的な枠組み

1) 昆明・モントリオール生物多様性枠組

「愛知目標」（2010年）の後継として、2022年12月に合意された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、生物多様性条約に限らず、他の条約や協定、枠組みとの連携促進を図りつつ、過去の教訓に基づいて、先住民や地域社会の貢献と権利の尊重、全政府的及び全社会的アプローチ、人権に基づくアプローチ、ジェンダー・世代間衡平、生物多様性と健康などが考慮事項として掲げられています。

この枠組では、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを掲げつつ、その具体的姿を4つの2050年グローバルゴールで表現しており、また、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを2030年ミッションとして掲げました。このミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動として、3つのグループから成る23のグローバルターゲットを定めています。グローバルターゲットの中には「30by30目標」（後述）等の野心的な目標も掲げられています。

多くのターゲットがビジネスとも関連しますが、例えばターゲット15「ビジネスの影響評価・開示」では、(a)生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリング・評価し、透明性をもって開示する、これをすべての大企業及び多国籍企業、金融機関について、事業活動、サプライチェーン、バリューチェーン及びポートフォリオにわたって実施する、(b) 持続可能な消費パターンを推進するため、消費者に必要な情報を提供する、(c)アクセスと利益配分の規則や措置の遵守状況について報告する、の3点について事業者が実施できるように各国に対し求めています。

2) 自然関連財務情報開示タスクフォース：TNFD

自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures: TNFD）は、企業・団体が自然環境に関連するリスクや機会を把握し、それを財務情報として適切に開示するためのフレーム

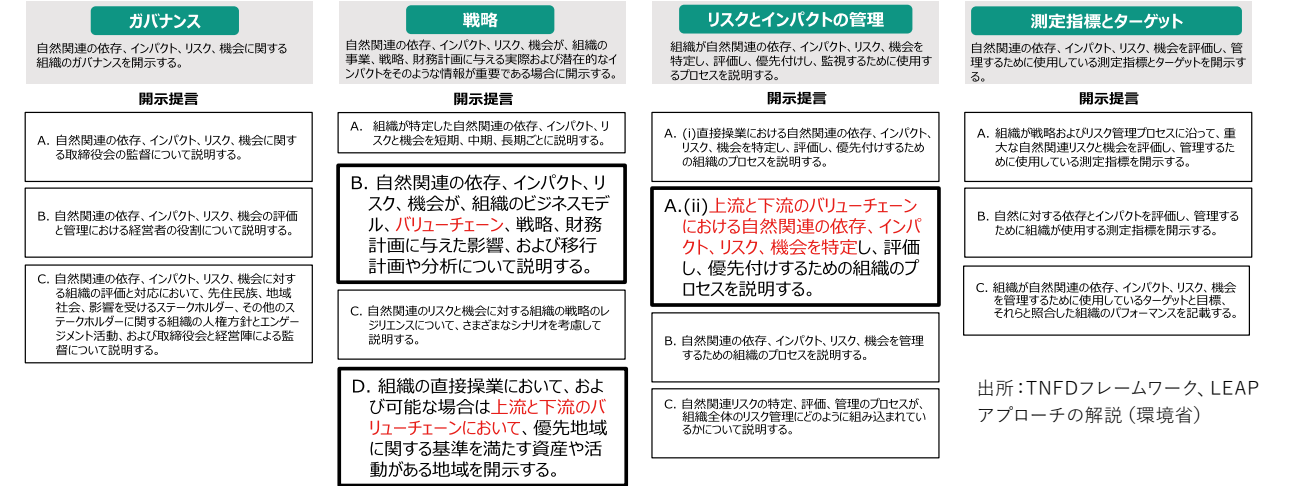
2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール			
自然と共生する世界の実現	ゴール A	生物多様性の保全	ゴール B	生物多様性の持続可能な利用
	ゴール C	遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）	ゴール D	実施手段の確保
	持続可能な開発目標（SDGs）			
2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット			
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる	生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1～8		人々のニーズを満たす ターゲット 9～13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14～23

出所：環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組－ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標－」パンフレット

ワークを提供するために2021年に設立された国際的なイニシアティブです。特に世界の金融の流れを、自然にとってマイナスの結果からプラスの結果へと移行させることを使命としており、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）と同様の枠組みを持っています。

TNFDは2023年9月に情報開示枠組みの最終提言となる「v1.0」を正式に公開しましたが、提言された開示推奨項目は「ガバナンス」「戦略」「リスクとインパクトの管理」「測定指標とターゲット」の4つの柱と14の推奨開示事項からなります。特に図中の赤字で強調されている箇所に関しては、サプライヤーからの情報提供や協力が必要とされる箇所です。今後、TNFD開示が高度化されていくこととなっており、中小企業であっても取引先の企業から赤字で強調されている部分に関する自然情報の開示を要求される可能性があることには留意が必要です。

TNFDはそのエグゼクティブサマリーの中で「①中央銀行や金融監督当局は、自然の損失が金融システムや経済のシステム・リスクの原因であるとの認識を強めている。②政府もまた、政策や財政措置を動員している。③リスクと機会があるにもかかわらず、ほとんどの企業や資本提供者は準備不足なままである。④自然は、もはや企業の社会的責任の問題ではなく、気候変動と並ぶ中核的かつ戦略的なリスク管理の問題である。」と指摘しています。一方で、生物多様性という事柄の性格上、依存・



影響・リスク・機会を定量的に評価し、データ化・数値化することの難しさが改めて認識されています。自然資本との相互作用、依存や影響についての測定・分析方法は、TCFDにおける温室効果ガス排出量の測定・算定方法のように定量的なモデリング手法として確立されているとはいえ、現状では開発途上であり、検討課題や限界を抱えていると言えます。そうした状況を踏まえて、TNFDはまず自らの組織にとって重要性が高い項目に評価対象を絞ったうえで自然関連リスク・機会の評価および開示に着手し、データや方法論の利用可能性拡大に応じて徐々に評価対象を拡大していくことを推奨しています。

注意しなければならないのは、TNFD フレームワークは「自然関連財務情報開示」という名称から上場している大企業が使うもののように見えますが、自然関連リスクと機会の評価のガイダンスは、**あらゆる組織が利用者として想定**されていることです。繰り返しになりますが、**開示提言を利用する組織は、開示対象範囲が、自社の直接操業のみならず、その上流、下流、また金融機関の場合は、投融資先が含まれるため、バリューチェーンでつながる中小事業者にも自然関連リスクと機会の評価を求めていく必要が出てくる**からです。

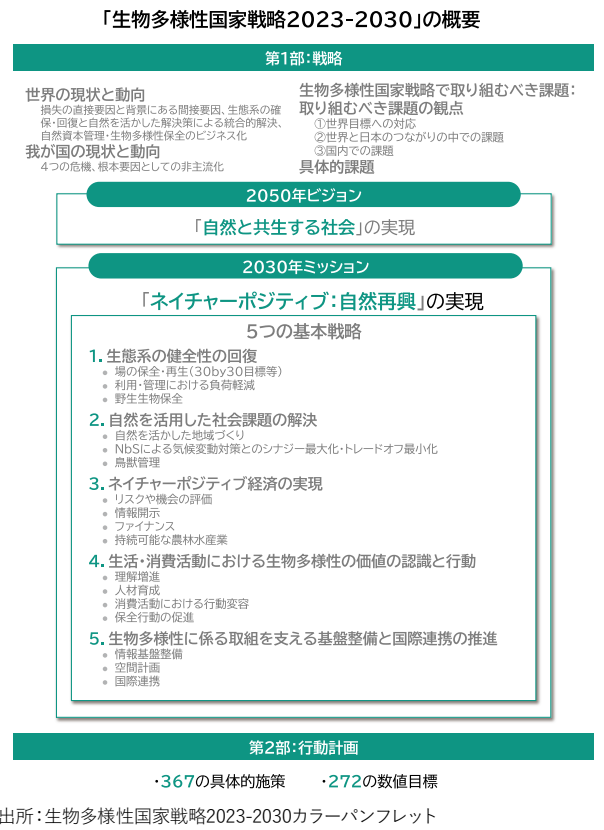
TNFDアダプター（開示を行う企業・団体）は、全世界で621（2025年7月29日現在、TNFDのHPによる）、日本は国別で最多の164で、日本の内訳は一般企業130、金融機関等34となっています。なお、TNFDフォーラム（開示義務なし）への参加数は1,829（同）、うち日本は七十七銀行を含め323となっています。参加している業種は、生物多様性の影響を大きく受ける食品・飲料、建設以外にも大きく広がっており、関心の高さとコミットの意図を感じます。

なお、観点や評価・管理範囲が異なりますが、生物多様性を含む環境マネジメントシステムとしてはISO14001、エコアクション21(環境省が中小企業向けに策定した日本独自の環境マネジメントシステム)があります。

3 日本国内の状況

1) 生物多様性国家戦略

日本では、生物多様性条約の締結(1993年5月)後、同第6条に基づき締約国が策定する戦略(NBSAP)として**生物多様性国家戦略**を策定していますが、生物多様性基本法(平成20年法律第58号)の制定後、同戦略は同法第11条に基づき政府が策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置づけられ、環境基本計画やその他関連する計画を踏まえて策定される生物多様性に関する最も基本となる戦略となります。



2022年12月の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の合意を受けて、2023年3月に第六次戦略となる「**生物多様性国家戦略2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～**」として11年ぶりに策定(改訂)されました。「2030年ネイチャーポジティブ」は政府の取組だけでは達成できないため、その達成のために2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための5つの基本戦略(1.生態系の健全性の回復、2.自然を活用した社会課題の解決、3.ネイチャーポジティブ経済の実現、4.生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動、5.生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進)と行動計画を具体的に示しています。

本戦略の最大の特徴は、企業に関わる**基本戦略3「ネイチャーポジティブ経済の実現」**を大きな柱に据えたことです。行動目標に生物多様性の依存度や影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定と情報開示、投融資の推進を組み込んでおり、国として企業にTNFD開示を求め、ESG投資を呼び込む姿勢を示しています。また、機会創出につながる生物多様性保全に関する技術支援を明記した点も評価できます。こうした製品やサービスの市場を2025年に9兆円にするなど具体的な目標値も示しています。

2) ネイチャーポジティブ経済移行戦略

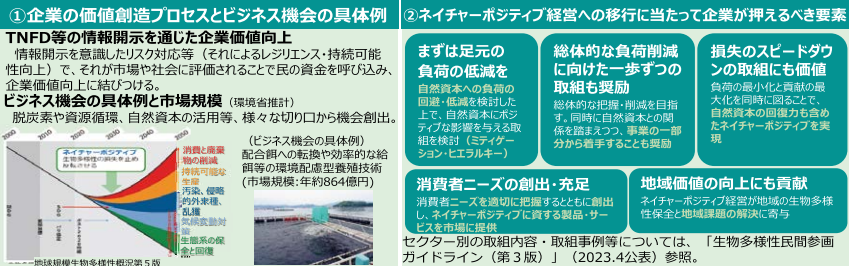
「生物多様性国家戦略 2023-2030」の基本戦略3「ネイチャーポジティブ経済の実現」のための重点施策として「ネイチャーポジティブ経済移行戦略～自然資本に立脚した企業価値の創造～」が策定(2024年3月)されました。

「ネイチャーポジティブ経済」とは、生物多様性国家戦略において定義されているように、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済を指します。個々の企業が自社の価値創造プロセスにおいて自然の保全の概念をマテリアリティ(重要課題)として位置づけ(ネイチャーポジティブ経営)、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、また、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化することを通じ、自然への配慮や評価が組み込まれるとともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組が相俟って、資金の流れの変革等がなされた経済を意味します。

本戦略の狙い ～単なるコストアップではなくオポチュニティでもあることを示す～

ネイチャー・ボジティブ経済：個々の企業がネイチャー・ボジティブ経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、**そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へ**と変化することを通じ、**自然への配慮や評価が組み込まれる**とともに、**行政や市民も含めた多様な主体による取組が促され、資金の流れの変革等**がなされる経済。

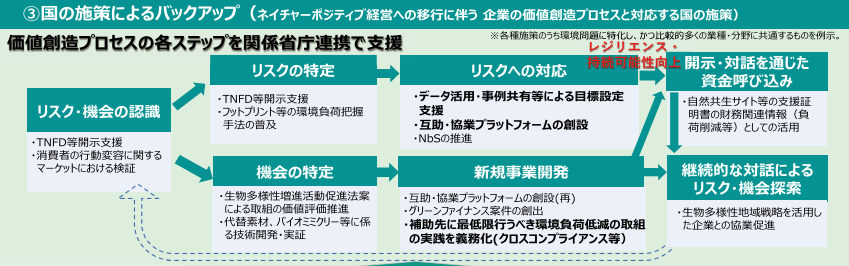
本戦略では①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例
②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たり企業が押えるべき要素
③国の施策によるバックアップ



移行後の絵姿（2030年）～自然資本に立脚した、GDPを超えた豊かな社会の礎に～

大企業の5割はネイチャーボティビティ経営に
※取組割合や経営意識を多様性にに関する報告や決定がある企業会員の割合（環境省推計）、現状30%（2022年度、経団連アンケート調査より）

ネイチャーボティビティ宣言※の団体数を1,000団体
※ 2030年目標多様性枠組実現日本会議（J-GBF、会長：十倉経団連会長）が呼びかけ中。現状28団体。中小企業、自治体、NGO団体も含め宣言が発出することで、取組機運の維持、円滑確保に繋がる。



プロセスを支える基盤

DXの進展/科学的知見の充実/国際社会における適切な評価/消費者を含む取組機運醸成・維持

- ・企業の実績/特定、情報開示等に必要と自然関連の国際データに係るネットワークを形成しつつ、日本を含むアジアモンスーン地域からの国際ルール形成に貢献
- ・国土の自然関連情報等のデータ基盤整備
- ・地域の自然資本と生態系サービスを定量化し、地方創生や地域課題解決へ活用する方策の検討
- ・リモートセンシングやAI技術等を用いたデータ利活用ビジネスの推進
- ・互換・協業プラットフォームの創設、産官学民プラットフォームの運営

出所：ネイチャーポジティブ移行戦略概要版

本戦略では①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例、②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押さえるべき要素、③国の施策によるバックアップ、の3点を掲げています。

3) 30by30目標/OCEMと自然共生サイト

「30by30目標」は、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の2030年グローバルターゲット、かつ「生物多様性国家戦略2023-2030」のネイチャーポジティブ実現に向けた目標の一つとして位置付けられており、「30by30ロードマップ」が策定(2022年3月)されています。ロードマップ策定時点での保全率は陸域20.5%、海域13.3%でした。

「30by30目標」は、国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上だけでなく、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM: Other Effective area-based Conservation Measures）の設定・管理を通して達成していくこととなりますが、目標達成のためには、国の取組を推進することに加え、**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことも重要であり、目標達成のカギとなるのが「OECM」**です。これは、国立公園のように法的に設定される保護地域以外で、環境保全や生物多様性の維持に貢献している地域のことで、国ごとに該当地域をOECMとして設定します。保護地域とOECMを合わせた面積が30%以上となれば、「30by30目標」達成となります。日本では2023年度から**民間団体・企業や地方**

自治体等が所有・管理し、生物多様性に貢献している地域を「自然共生サイト」(日本版 OECM のひとつ)として認定する仕組みがスタートしており、生物多様性を増進する活動や自然共生サイト等を法制化した地域生物多様性増進法(令和6年4月19日法律第18号)が施行されました。これまで自然共生サイトとして認定されたのは通算328か所(うち東北6県で24か所、宮城県内は10か所)となっています。また、目標達成に向けた取組をオールジャパンで進めるため、有志の企業、自治体等による「生物多様性のための30by30アライアンス」が発足し、1068者(7月25日現在、宮城県では宮城県、大崎市、仙台市、加美町、東北大学、宮城大学の他、民間では伊豆沼農産、東北緑化環境保全、みやぎ登米農業協同組合、宮城衛生環境公社等)が参加、活動しています。

4 宮城県内の状況

1) 宮城県の取組み

宮城県は、2015年3月に「宮城県生物多様性地域戦略」を策定して以降、「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえ、2025年4月には「ネイチャーポジティブの実現」に向けた取組を推進するため、第2次改訂を行いました。「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城ー美しい森・田んぼ・川・海がつながり、子どもの笑顔が輝くふるさと宮城ー」を将来像として、図に記載の通り、3つの基本方針と10の基本的取組を掲げています。企業等の事業者に対しては、特に取組3～7など事業活動の中での生物多様性の保全と活用、普及など多くの取組に期待しています。この戦略は、国家戦略や宮城県の将来ビジョンとの整合性を図った上で策定され、宮城県環境基本計画など関連する県の諸計画に反映されています。

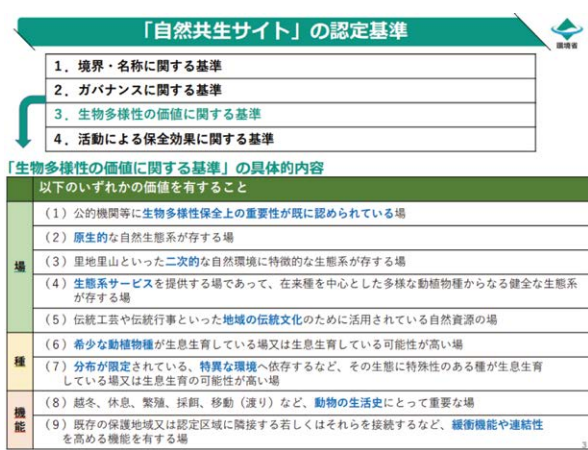
2) 県内市町村の取組み

「生物多様性地域戦略」は、国が自治体に対し策定の努力義務(生物多様性基本法第12条)を課していますが、計画を作成している宮城県内市町村としては、登米市(2015年3月県内市町村初となる「とめ生き物多様性プラン」策定)、仙台市(2017年3月策定、現在は「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」に内包)、石巻市(2021年3月策定、今後は環境基本計画の中で管理)、南三陸町(2022年3月「志津川湾保全・活用計画」策定、2025年3月国家戦略を踏まえ改訂)です。それ以外の市町村でも、総合計画や環境基本計画等の中で生物多様性の保全を目標として掲げています。

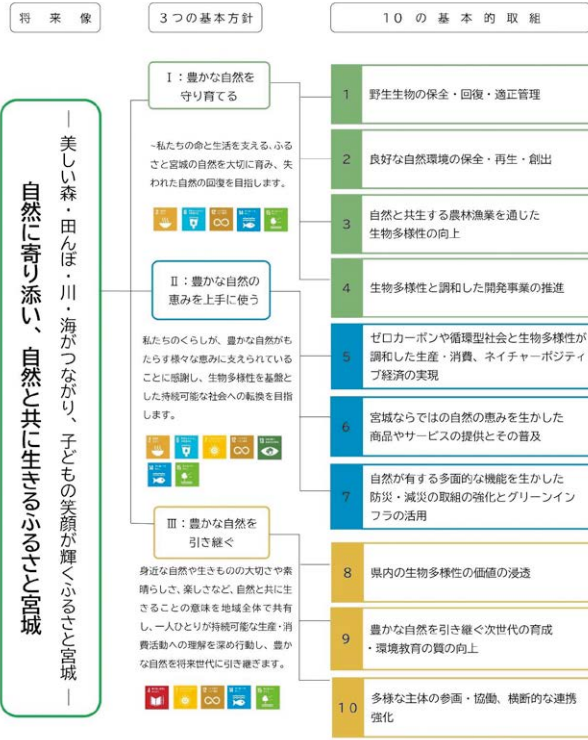
市町村では、少子高齢化をはじめ政策課題が山積していますが、地域経営の一つの柱として、「生物多様性国家戦略2023-2030」の考え方に沿った生物多様性の保全と活用を推進するため「生物多様性地域戦略」を策定し、現状の可視化と戦略構築を図る必要性・重要性は高いものと思われます。

3) 県内の自然共生サイト(OECM)

宮城県内の自然共生サイトは表の通り現在10か所、約2,710haとなっています。申請者は、行政・公的団体4、環



出所：自然共生サイトの概要(環境省)



出所：宮城県生物多様性地域戦略(第二次改訂) 2025年4月

境保護団体等3の他、民間企業等が主体のサイトが3つあります。「南三陸FSC®認証林」は、南三陸町の林業者、森林組合、町等により構成された協議会が、FSC®認証(持続可能な森林活用・保全を目的として誕生した「適切な森林管理」を認証する国際的な制度)を活用しながら、400年以上前から受け継がれてきた良材、南三陸杉のブランド化と適切な森林管理を目指す取組です。TNFDに関する報告書も発表しています。「遠藤環境農園」は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた仙台平野で、絶滅しかけた井土メダカ(絶滅危惧種の地域個体群)保全活動のため化学肥料や農薬を使用しない米作り(仙台メダカ米プロジェクト)を進め、消費者に「仙台メダカ米」として販売する等の取組です。「伊豆沼農産ふゆみずたんぼ」は、ラムサール条約登録湿地の伊豆沼・内沼の近郊で、ふゆみずたんぼ(冬期湛水による農薬・化学肥料不

使用の水稻栽培)をフィールドにした食農体験、環境教育活動を通じて、地域にある湿地の環境保全、賢明な利用(wise use)を次世代に伝えと共に、生物多様性の大切さを普及させる等の取組です。これらの取組のように民間企業等が生物多様性を保全しながら、企業活動を行う場として、自然共生サイトが更に広がっていくこと、特に農林水産業や観光関連業を中心に、サイト認定を通じて製品やサービスの付加価値を高めることが期待されます。

4) 県内企業の生物多様性に関する情報開示

宮城県内に登記上の本社を置く上場企業(6月末現在22社)について、生物多様性に関する取組状況をホームページや有価証券報告書などの開示資料からリストアップすると、TNFDによる開示は1社(東北電力)のみ、TNFDフォーラムへの参加(七十七銀行)など生物多様性について間接的な表現を含め言及している企業は4社の合計5社となっています。上場企業以外でもTNFD開示

5 今後の見通しと課題

1) 生物多様性条約第16回締約国会議(COP16)での議論

生物多様性条約第16回締約国会議(CBD-COP16)が、2024年10月～11月にコロンビア(カリ)で開催されました。前回のCOP15(昆明・モントリオール)で残された論点であった「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を推進するための各国の生物多様性戦略(NBSAPs)とモニタリング指標の設定、遺伝資源由来の利益の配分、資金動員のメカニズム方針などが主要議題として討議されました。企業関連の方向性としては、①定量評価の流れが明確化し、企業は今後、自然に関する目標と計画策定、評価において定量的な説明が不可欠となること、②サステナビリティのテーマとして、先住民族、気候変動、健康等、個別テーマとして扱ってきた領域を自然や生物多様性を含め統合的に評価し、対応を含めて開示する必要が出てきたこと、の2点が挙げられます。

更にCOP16では、民間・NGO等が主導する様々な枠組が提唱されています。例えば、TNFDは、企業や金融機関が自然関連データにアクセスしやすくするためのロードマップを発表し、データの分散、品質のばらつき、コスト、比較の難しさなど現行の課題に対処することを目指しています。今後、評価が容易になることによって、必要な対策・対応が講じ易くなるため、脱炭素化ビジネスのように、関連するビジネスの市場(例えば、生物多様性に関するクレジット、自然再生事業、バイオテクノロジーなどのソリューション)が拡大する可能性が高いと思われます。

[1]企業活動が環境・社会・経済にもたらすインパクト(ポジティブな影響とネガティブな影響)を包括的に分析・評価して資金提供を行うことにより、資金調達者のポジティブな影響の増大及びネガティブな影響の低減の支援を目的とするファイナンス手法。

[2]企業のSDGsやESG戦略に整合した取組目標である「野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)」を設定し、その達成状況と金利等の融資条件が連動する新たなファイナンス手法でSPTsの設定で、第三者評価機関によるレビューを受けます。

おわりに

七十七グループでは、TNFDへの参加、PIFやSLLの提供、SDGs計画策定の支援 などを通じて、生物多様性の保全に積極的に取り組んでいますので、前広にご相談頂ければ幸いです(なお、文中の意見等は筆者の個人的見解です)。

（文責 七十七サーチ&コンサルティング 調査研究部 飯村 豊）

宮城県内の自然共生サイト

サイト名	申請者	認定年度	場所	面積(ha)	認定基準の適合
「仙台ふるさとの杜再生プロジェクト」の海岸防災林	仙台市	R5前期	仙台市宮城野区、若林区	3.28	4
仙台市水道局青下水源涵養林	仙台市	R5後期	仙台市青葉区	86.94	3,4,6
旧品井沼周辺ため池群	特定非営利活動法人シナイモツゴの会	R5後期	大崎市鹿島地区	10.00	3
南三陸FSC®認証林	南三陸森林管理協議会	R6前期	南三陸町	2,471.43	1,2,3,4,5,6
遠藤環境農園	遠藤源一郎	R6後期	仙台市宮城野区	1.50	3,4,6
宮城大学キャンパス	公立大学法人宮城大学	R6後期	大和町、仙台市太白区	63.04	1,3,4,6
伊豆沼農産ふゆみずたんぼ	有限会社伊豆沼農産	R6後期	登米市	0.11	1,3,4,6,8
沢田上地区の居久根・周辺水田	沢田上地区居久根景観保全会	R6後期	大崎市古川地区	61.40	3,4,6,8
寛沢渚原池沼群	加美町	R6後期	加美町	11.30	1,6
新童子下・童子下の田んぼ	童子下いきもの研究会	R6後期	南三陸町	0.87	3,4,6

(注) FSC (Forest Stewardship Council) 認証は、持続可能な森林の利用と保全を目的とした国際的な制度。
出所：環境省HP(自然共生認定サイト一覧)、申請者HPなどから筆者作成

を行う企業の子会社や様々な取組を行っている企業があると思われますが、過半数の上場企業が気候変動に関する開示や言及を行っているのに対し、生物多様性について企業の情報開示の取組が進んでいない印象があります。

2) 今後の課題

トランプ2.0政権の誕生後、各種報道において、米国のサステナビリティ課題(気候変動や生物多様性の保全、ダイバーシティなど)の優先度や関心の低下が指摘されています。加えて、関税政策や規制緩和等の方針の不透明さが、金融資本市場におけるこれらの課題への関与を相対的に後退させる要因となり、今後の経済的・金融的なリスク増加が懸念されています。一方、生物多様性の危機が確実に進行する中、企業を巡る今後の課題として以下の3点を提示します。

1点目は、地場中小企業はどう対応していくべきか。TNFD等による開示が今後更に普及していけば、サプライチェーンの上・下流の企業からの開示要請への対応が否応なく生じます。一方で、自然共生サイトの認定などによる自然を活用した地方ビジネスを地場中小企業のビジネスチャンスに繋げることも必要です。自社のリスク管理とビジネスチャンス獲得のために準備(事実関係や方向性を知ることから)を進めていくことが必要と思われます。2点目は、ビジネス機会の創出です。ドローンによるセンシングやインターネット等を活用した新しい技術・サービス、環境省等が検討を進める自然共生サイトに関する貢献証書の発行、更にポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)^[1]やサステナビリティ・リンク・ローン(SLL)^[2]などが新たな機会となる可能性があります。3点目は、消費者の行動変容をどう促すか。環境価値の見える化を行い、食品・飲料製造、小売、外食、旅行等、消費者に特に身近な業種の企業がTNFD等への参画や普及啓発活動を行っていくことに期待します。